

# 中間とりまとめに基づく具体的な進め方

(前回の議論を踏まえた結論・提案)

- ラベル表示・SDS交付の義務拡大の進め方
- 自律的な管理の実施状況のモニタリングについて
- SDSの記載内容の見直しについて
- 中小企業に対する支援措置について
- 将来的な規制のあり方（特化則等の位置づけ）について

## 中間とりまとめ

国は危険性・有害性に関する情報の収集等を行い、GHS分類及びその更新を継続的に行うこととし、国によるGHS分類の結果、危険性・有害性の区分がある全ての物質をラベル表示・SDS交付の義務対象とした上で、危険性・有害性に関する情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施を義務付ける。

### 【とりまとめ】 ※前回の議論において同意された内容

- 以下の段取りで進めることとする。
  - ・ 令和3～5年度の3年間で、令和2年度までのGHS分類済み物質（3,139物質）について、すでに義務対象となっているもの及び環境有害性の情報しかないものを除き、以下の順番で義務化のための政令改正を行う。施行（義務適用）までの期間は2～3年とする。
    - ①令和3年度 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質
    - ②令和4年度 上記以外で、区分1相当の有害性を有する物質
    - ③令和5年度 その他の物質
  - ・ 令和6年度は、令和3～5年度に新規で分類した物質（約150～300物質）を義務化の対象とする政令改正を行う。
  - ・ 令和7年度以降は、前年度に新規で分類した物質（約50～100物質）を義務化の対象とする政令改正を行う。
- 義務対象物質拡大に伴うラベル・SDSの改訂を円滑に進めるため、国は、①～③の物質について、物質ごとの義務化スケジュールをあらかじめ公表することについて検討することとする。

# ラベル表示・SDS交付の義務拡大の進め方（参考）

【参考情報】 令和2年度までのGHS分類済み物質の危険性・有害性区分別の数

義務化の年度	対象とする物質の危険性・有害性	対象数
令和3年度	発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性が区分1	256
令和4年度	他の健康有害性が区分1	681
令和5年度	健康有害性が区分2以下 健康有害性はないが危険性区分あり	843
義務化対象外	環境有害性区分のみ	43
義務化対象外	危険性・健康有害性・環境有害性区分なし	158
義務化対象外	（安衛法で義務化済（令別表9に規定済））	1158
GHS分類済み物質の総計		3139

## 中間とりまとめ

- 自律的な管理の実施状況（労働者数50人未満の事業場においては労働者からの意見の聴取状況を含む）を記録し、一定期間（リスクアセスメントの実施結果については、次にリスクアセスメントを実施するまでの間）保存すること。

### 【とりまとめ案】 ※前回の議論を踏まえた提案

- 自律的な管理の実施状況の記録は、行政及び労使において事後に検証することができるよう、1年を超えない期間ごとに記録し、当該期間終了後3年間保存することとし、以下の事項については、それぞれ以下の保存期間としてはどうか。

#### 【リスクアセスメントの実施結果の記録】

次にリスクアセスメントを実施するまでの間

#### 【健康診断の結果の記録】 ※事業者の判断で健康診断を実施した場合に限る

- ・ GHS分類で発がん性区分がない物質 5年間
- ・ GHS分類で発がん性区分がある物質 30年間

#### <理由>

- ・ 労働安全衛生法令では、安全・衛生委員会の記録、作業環境測定結果の記録、定期自主検査の記録等の保存期間は3年間とされていることから、基本的な保存期間は3年間とする。
- ・ 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等における化学物質に関する健康診断結果の記録の保存期間は5年間とされていること、発がん性のある特別管理物質に関する健康診断結果の記録の保存期間は30年であることから、自律的な管理において、健康診断を実施した場合の結果の記録の保存期間もこれらに準じることとする。

# 自律的な管理の実施状況のモニタリングについて

## 中間とりまとめ

- 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律的な管理の実施状況について、インダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること。

### 【とりまとめ案】 ※前回の議論を踏まえた提案

- 専門家の確認・指導を受ける必要がある規模は、年間●トン以上の化学物質（ラベル表示・SDS義務対象物質）の製造又は取扱いを行っている製造業の事業場（P）としてはどうか。
- 確認・指導を受ける頻度は、3年以内ごとに1回としてはどうか。
- 専門家が確認・指導すべき事項は以下としてはどうか。
  - ・ リスクアセスメントの手法、内容、結果に基づく措置の検討状況、記録の状況は適切か
  - ・ 作業環境測定又は個人ばく露測定の実施方法、結果、記録の状況は適切か
  - ・ 作業環境の管理状況は適切か
  - ・ リスクアセスメントの結果や作業環境の状況を踏まえた化学物質に係る作業ごとの保護具の選択、使用、管理の状況は適切か
  - ・ 化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況は適切か
  - ・ 事業場内の化学物質の管理、容器への表示、作業業者への周知・教育の実施状況は適切か
- 専門家の確認は、事業場における自律的な管理が適切に行われているかどうかを確認することを目的とすることから、外部の者であることを原則としつつ、一定の場合は内部の者でも可能としてはどうか。この際、一定の場合とはどのような場合を想定するべきか。
- 専門家に求められる資質・資格は、例えば以下のいずれかに該当する者としてはどうか。
  - ・ 労働衛生コンサルタント（衛生工学）資格を有し、3年以上化学物質管理に係る活動実績がある者
  - ・ 衛生管理者（第1種、衛生工学）資格を有し、10年以上化学物質管理の実務経験を有する者
  - ・ オキュペイショナル・ハイジニスト（日本作業環境測定協会）資格を有する者

## 中間とりまとめ

- SDSの交付義務対象物質を譲渡・提供する者は、自らが交付するSDSの記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を定期的に確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSの記載内容を改正し、一定期間内等にSDSを再交付しなければならないこととする。

### 【とりまとめ案】 ※前回の議論を踏まえた提案

- ラベル・SDSに係る危険性・有害性に関する情報の確認頻度は、5年以内ごととしてはどうか。

<理由>

GHSにおいて、以下の記載があり、これを踏まえて5年以内ごととした。

- ・ 供給者は、たとえ新しく重要な情報がなかったとしても、物質又は混合物の表示及び安全データシートの基礎となる情報について定期的に見直しを行うべきである。
- ・ 所管官庁は、当初の作成期日から起算した期限（通常3～5年）を定め、その期間内に供給者が関連の表示及びSDS情報の見直しを行うようにしてもよい。

- 危険性・有害性に関する情報が変更されていることを確認した場合は、6月以内に情報を更新（ラベルの変更、SDSの再交付）しなければならないこととしてはどうか。

<理由>

GHSにおいて、以下の記載があり、これを踏まえて更新作業や在庫への対応などに必要な期間も想定し6月以内とした。

- ・ 情報の更新は、変更を必要とする情報を入手し次第、迅速に行うべきである。
- ・ 所管官庁は情報を改訂するまでの時間的期限を定めてもよい。

## 中間とりまとめ

- SDSの交付義務対象物質を譲渡・提供する者は、自らが交付するSDSの記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を定期的に確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSの記載内容を改正し、一定期間内等にSDSを再交付しなければならないこととする。

### 【とりまとめ案】 ※前回の議論を踏まえた提案

(その他)

- 今後SDS交付義務対象物質が大幅に増えることを見越し、SDSに記載することが必須となっている成分（化学物質の名称）及び成分量（10%単位の範囲表示による重量パーセント）について、混合物としてのSDSを交付する場合は、含有量が10%未満の物質については、成分及び含有量の記載は不要とすることとしてはどうか。
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」として、SDSに記載することが必須となっている「保護具の使用」に関する情報について、当該物質を「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を記載しなければならないこととしてはどうか。

## 中間とりまとめ

- 化学物質管理に関するガイドラインの策定  
特に管理が困難と考えられる物質や、危険性・有害性（ハザード）が高い物質については、中小企業等における管理の参考となるよう、標準的な管理方法等をまとめたガイドラインを、国が研究機関や業界団体と協力して示す。
- 化学物質管理を支援するインフラの整備  
国は、スマートフォンやタブレット等を活用して、専門知識がなくても化学物質管理が容易に実施可能な、簡易な管理支援システムを開発するとともに、化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備について検討する。

### 【とりまとめ案】 ※前回の議論を踏まえた提案

- 国は、研究機関や業界団体と協力して、化学物質の標準的な管理方法等をまとめたガイドラインを主な業種・作業ごとに作成することとしてはどうか。
- 国は、自律的な管理が基本となる今後の化学物質管理において、様々な業種、業態、作業におけるリスクアセスメントが、現場の実態を踏まえた合理的かつ実行可能性のあるものとなるよう、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を見直すこととしてはどうか。
- 国が今後構築することとしている化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトや、管理支援システムについては、事業者、労働者等からの要望を踏まえつつ関係省庁とも連携を図りながら構築、見直し等を進めていくことでよいか。



# 将来的な規制のあり方（特化則等の位置づけ）について

## 中間とりまとめ

- 有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるといふこれまでの仕組みを、以下のとおり、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組みに見直すことが適当である。
- GHS分類済み危険有害物のうち、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の個別の規制で管理方法が具体的に定められているものについては、これらの規定に基づく管理を引き続き適用する。

## 【とりまとめ案】 ※前回の議論を踏まえた提案

- 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の個別の規制は、将来的に自律的な管理の仕組みに統合し、廃止することを念頭に、以下の取り組みを進めることとしてはどうか。
  - ・ 国は、自律的な管理を基本とする仕組みの導入後、人材育成や各種支援策の充実等により中小企業を含めた当該仕組みの導入の促進、定着を図り、5年後を目途としてその実施状況、定着状況の評価を行うこととする。
  - ・ 特定化学物質障害予防規則等の個別の規制を廃止するかどうか、廃止する場合も自律的な管理の中に一部残すべき規定があるかどうかは、この評価結果を踏まえて検討、判断することとする。
  - ・ 5年後の時点で十分に自律的な管理が定着していないと判断される場合は、個別の規制の廃止を見送り、さらにその5年後に改めて評価を行うこととする。